

令和 6 年 6 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 6 年 6 月 28 日

長野県安曇野市農業委員会

令和 6 年 6 月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和6年6月28日

○会議の日時 令和6年6月28日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 4階大会議室

○出席委員（23名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕 信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
9番	平川邦夫君	10番	長崎 要君
11番	山田太一君	12番	海川信義君
13番	藤原光弘君	15番	丸山隆也君
16番	川上辰昇君	17番	請地康仁君
18番	笠原哲雄君	19番	降幡修二君
20番	浅川増行君	21番	渡辺正幸君
22番	塚田善久君	23番	佐原悦司君
24番	中島完二君		

○欠席委員（1名）

14番 中村洋子君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條 敦君	事務局長	森 和哉君
事務局員	折井希望君	事務局員	飯田佳乃君
事務局員	沖 和義君		

午後 1時30分 開会

○事務局（北條 敦君） それでは、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） ただいまから令和6年6月の安曇野市農業委員会、第7期最後の定例会を開会します。お願いいたします。

○事務局（北條 敦君） それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日は大変ご苦労さまでございます。

私ごとで恐縮ですが、先日、喉の手術をいたしました。大変お聞き苦しいと思いますけれども、お許しのほうお願いしたいと思います。

さて、我々第7期の委員会は、令和3年7月に発足いたしました。発足当時は新型コロナの感染が拡大し、社会情勢も大きく変わり、農業委員活動も大きく制限されました。そのような中、皆様におかれましては、農業委員として責務を果たしていただいたことに、心から感謝を申し上げます。

また、私のこの3年間、農業委員会会長を務めさせていただきましたのは、これは皆様方のご支援、ご協力があったからだと感謝しております。ありがとうございました。

今日は第7期農業委員会最後の定例総会でございます。よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶と感謝の言葉にさせていただきます。

また本日、私、声の調子が悪いもので、議事を会長代理にお願いしたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（北條 敦君） ありがとうございます。

続いて、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集の表紙裏をご覧ください。

こちら、15番、丸山隆也委員の先唱にてお願いいたします。

皆様、ご起立ください。それでは、丸山委員、お願いいたします。

（唱 和）

○事務局（北條 敦君） ご着席ください。

それでは、先ほど会長より、議長を会長代理にお願いしたいという発言がありましたので、安曇野市農業委員会の会議規則第3条第1項及び第2項の規定により、会長代理に会長の職務を代理いただき、会長代理に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 中島会長に代わりまして、本日議長を務めます佐原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様から同意を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ご異議がありません。異議なしということで、井口勝也委員のオンラインの出席を認めます。なお、参加方法につきましては、前回同様ということでよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例総会でございますが、現在出席者が23名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定により、本会議は成立いたします。

なお、14番、中村洋子委員から欠席の届出が出ております。

この議会は個人情報の保護に関する法律、また、安曇野市個人情報保護法令及び各条例規制に基づきまして、十分に発言のご配慮をお願いしたいと思います。

○議長（佐原悦司君） 次に、議事録署名人の指名でございます。

安曇野市農業委員会会則第19条の規定によりまして、議長より指名いたしますので、よろしく願いいたします。

5番、田口博之委員、6番、井口勝也委員、2名をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条により、総会の議決は出席者の過半数と決します。過半数同数の場合は会長にて決することといたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の日程どおり進めてまいりますので、よろしくお願いします。

議事に入る前に、事務局より議案の訂正がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の表紙、議案第9号、「委嘱」を「候補者」に訂正をお願いいたします。

続いて、議案集の1ページ、申請番号26番、受人の経営面積0㎡の追加をお願いします。

続いて、2ページ、申請番号29番、「農振地域」を「農振地域外」に訂正をお願いします。

続いて、9ページ、申請番号64番、現況地目「田1筆」を「田」に訂正をお願いします。

続いて、11ページ、申請番号68番、転用事由「借入」を「受人」に訂正をお願いします。

続いて、29ページ、表題の訂正、候補者氏名の漢字及び年齢に誤りがありましたので、本日お配りしました資料に差し替えをお願いします。

訂正等は以上です。

本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、堀金地域は6月25日、豊科、穂高、三郷、明科地域は6月26日に地域委員会を開催し、協議しております。本日の審議は総会のご意見を求めるものでございます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条許可申請を上程いたします。

26番案件について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案集の1ページをお願いします。

申請番号26番です。

申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が163㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が753㎡です。申請番号26番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2、3ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

以上、事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号26番の担当委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山でございます。

申請番号26番について説明をいたします。

受人は仕事の都合で耕作が困難なため、申請地を譲渡したい。受人は自宅すぐ近くの申請地を譲り受け、家庭菜園として管理をしたいという事由でございます。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

これにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしの声がございました。

これより採決を行います。

本案につきまして申請どおり許可に賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可といたします。

続きまして、27番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号27番です。

申請地は豊科地域で、登記地目は田、面積が191㎡です。受人の経営面積が1,824㎡、渡人の経営面積が191㎡です。申請番号27番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の4、5ページでご確認ください。

委員番号21番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

以上、事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号27番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号27番についてご説明いたします。

申請事由ですが、渡人は県外在住で管理ができないため、受人に譲り渡したい。受人は県外にいるおばから農地を譲り受け、きのこ栽培を行いたいとのこと。

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。

これより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしの声がございました。

これより採決を行います。

本案件について申請どおり許可に賛成委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手となり許可といたします。

続きまして、28番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号28番です。

申請地は豊科地域の3筆で、登記地目は田及び畑、面積が計3,168㎡です。受人の経営面積は10万3,120㎡、渡人の経営面積が3,168㎡です。申請番号28番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6、7ページをご覧ください。

委員番号21番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

今、事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号28番の担当委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号28番についてご説明いたします。

申請事由ですが、渡人は自分自身で農地の管理が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は経営拡大を考えていたところ、申請地の売却の申出を受け購入することとした。

以上です。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。

これより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしの声がございました。

これより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、29番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 2ページをお願いします。

申請番号29番です。

申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が197㎡です。受人の経営面積は412.12㎡、渡人の経営面積が197㎡です。申請番号29番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料8、9ページでご確認ください。

委員番号12番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

事務局からの説明がございました。

続きまして、申請番号29番の担当委員の説明をお願いいたします。

○12番(海川信義君) 12番、海川です。

申請番号29番についてご説明します。

申請事由です。渡人は相続をしたが耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人はこれまで渡人に代わり土地を管理していたが、申請地を譲り受け耕作をしたい。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいま説明がございました。

これにつきまして、ただいまより審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) ただいま異議なしの声がございました。

これより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可といたします。

続きまして、30番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号30番です。

申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が504㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の

経営面積が504㎡です。申請番号30番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の10、11ページでご確認ください。

委員番号23番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

以上、事務局より説明がございました。

続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号30番についてご説明いたします。

本案件は、後ほどご審議いただきます農地法第5条の規定による許可後の計画変更許可申請審議、申請番号5番案件に関連しております。

申請事由は、渡人は住宅建築予定で農地法第5条転用申請許可を取ったが、仕事の都合で移住が困難になり手放したい。受人は申請地の隣接する住宅を購入したので、申請地を購入し、家庭菜園として利用したいということであります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまから審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

これより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により賛成とし、許可といたします。

続きまして、31番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号31番です。

申請地は穂高地域の4筆で、登記地目は田、面積が計3,396㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が6,846㎡です。申請番号31番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の12、13ページでご確認ください。

委員番号7番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号31番の担当委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 委員番号7番、三枝です。

申請番号31番についてご説明いたします。

申請理由ですけれども、渡人は仕事の都合で耕作が困難なため申請地を譲渡したい。受人は実家の農地とすぐ近くの申請地を譲り受けたということです。

審議のほうよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、32番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 3ページをお願いします。

申請番号32番です。

申請地は三郷地域の2筆で、登記地目は田及び畑、面積が計126㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が126㎡です。申請番号32番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の14、15ページでご確認ください。

委員番号11番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号32番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号32番の案件についてご説明申し上げます。

申請理由につきましては、渡人は相続にて申請地を取得したが、管理が困難なため譲渡したい。受人は現在県外在住だが申請地の隣接地に居住するため、移住後に耕作したいため譲り受けたということです。

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) ただいま異議なしとの声がございました。

これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

続きまして、33番案件につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号33番です。

申請地は堀金地域で、登記地目は田、面積が896㎡です。受人の経営面積は3,581㎡、渡人の経営面積が2,321㎡です。申請番号33番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の16、17ページでご確認ください。

委員番号2番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号33番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○2番(矢淵一良君) 2番、矢淵です。

申請番号33番について説明いたします。

申請事由ですが、渡人は申請地を相続しましたが、会社員であるため耕作が困難なため譲渡したい。受人は経営拡大を考えていたところ、申請地の話をいただいたため購入することとしたということであります。

審議よろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいま説明がございました。

これより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) ただいま異議なしの声がございました。

これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可といたします。

続きまして、34番案件を事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号34番です。

申請地は堀金地域の5筆で、登記地目は田及び畑、面積が計3,986㎡です。受人の経営面積は4,361㎡、渡人の経営面積が4,914㎡です。申請番号34番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の18から21ページでご確認ください。

委員番号8番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号34番の担当委員の説明をお願いします。

○8番（上條弘勝君） 8番、上條です。

申請番号34番についてご説明申し上げます。

渡人は申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため譲渡したい。受人は購入した住宅に隣接している農地で営農したい。

以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。

ただいまから審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法4条許可申請を上程いたします。

16番案件につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請番号16番です。

申請地は豊科地域の3筆で、第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計551㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22、23ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号16番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号16番についてご説明を申し上げます。

申請人は道路改良事業に伴い住宅の建て替えを行いたいという内容でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま説明がございました。

これより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしの声がございました。

これより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可とし、知事に意見を送付いたします。

続きまして、17番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号17番です。

申請地は豊科地域の3筆で、第2種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計335.47㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題がないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24、25ページでご確認をお願いします。

委員番号10番、地図番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号17番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○10番（長崎 要君） 10番、長崎です。

17番について説明いたします。

事由でございますが、申請人は申請地を住宅地として有していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。以上、よろしく審議をお願いいたし

ます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、18番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請番号18番です。

申請地は穂高地域の第2種農地で、登記地目は畑、面積が179㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26、27ページでご確認ください。

委員番号6番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号18番の担当委員の説明をお願いいたします。

○6番（井口勝也君） 6番、井口です。

申請番号18番案件についてご説明いたします。

転用事由ですが、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上、審議をよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、19番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号19番です。

申請地は穂高地域の第2種農地で、登記地目は田、面積が345㎡です。申請内容は既存事業所敷地の拡張(駐車場)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28、29ページをご確認ください。

委員番号23番、地図番号5番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 事務局から、申請番号19番についてご説明いたします。

申請事由は、申請人は現販売場に来客用の駐車場がないため、申請地を拡張し駐車場としたいということであります。ご審議をお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、20番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号20番です。

申請地は三郷地域の3筆で農振農用地です。登記地目は畑、面積が計2,901.6㎡です。申請内容は農業用施設(畜舎・資材置場・運動場)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30から33ページでご確認ください。

委員番号3番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号20番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 委員番号3番、甕です。

申請番号20番についてご説明を申し上げます。

転用事由でございますけれども、申請人は申請地を農業用施設用地として利用していたが、手続が必要であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地法第5条による許可後の計画変更申請審議を上程いたします。

3番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。

申請番号3番です。

申請地は豊科地域の4筆で農振農用地です。登記地目は田、面積が計7,831㎡、申請内容は令和5年7月25日付、長野県指令5松農第5号の94、砂利採取（一時転用）、令和5年7月25日から1年間で許可を取っていたものを、令和6年10月24日まで期間を延長するものです。

位置等につきましては、別冊資料の34、35ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明が終わりました。

続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号3番についてご説明します。

申請事由は、借人は申請地の許可期間内に現状復旧が完了できなかったため、一時転用の

期間を延長したいということであります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、4番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号4番です。

申請地は穂高地域の第3種農地で、登記地目は田、面積が246㎡、申請内容は平成元年5月22日付、長野県指令1松地農第5号の102、住宅で許可になった案件で、当初計画者から継承者に変更するものです。

位置等につきましては、別冊資料の36、37ページでご確認ください。

委員番号9番、地図番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号4番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川でございます。

申請番号4についてご説明を申します。

転用事由は、渡人は過去に住宅を建てる目的で転用許可を求めたが、事情が変わり今回の受人が申請地を譲り受け住宅を建てたいということでございます。よろしく審議お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしの声がございました。

これより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、5番案件を事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号5番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、登記地目は畑、面積が504㎡、申請内容は昭和50年4月15日付、長野県指令50松地農第5号の13、住宅で許可になった案件で、当初計画者から継承者が農地として譲り受けるものです。

位置等につきましては、別冊資料の38、39ページでご確認ください。

委員番号23番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 事務局から申請番号5番についてご説明します。

先ほど農地法第3条許可申請審議にてご審議いただきました申請番号30番案件と同様の内容となります。

申請理由は、渡人は住宅建築予定で、農地法第5条の転用申請許可を取ったが、仕事の都合で移住が困難になり手放し、受人へ農地として譲渡したいということであります。ご審議をお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) ただいま異議なしとの声がございました。

これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、第6番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号6番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、登記地目は田、面積が370㎡、申請内容は令和6年4月15日付、長野県指令6松地農第5号の44、住宅で許可になった案件で、当初計画者の氏名

を変更するものです。

位置等につきましては、別冊資料の40、41ページでご確認ください。

委員番号5番、地図番号7番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号6番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（田口博之君） 委員番号5番、田口でございます。

申請番号6番についてご説明いたします。

転用事由でございますが、渡人は4月に農地転用申請を行ったが、今回受人のみの名義で所有権移転を行いたいため、夫婦の共同名義から受人への計画変更を行いたいということでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明がございました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第4号 農地法第5条申請審議を上程いたします。

56番案件につきまして事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請番号56番です。

申請地は豊科地域で第3種農地です。登記地目は田、面積が624㎡です。申請内容は宅地分譲（3区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42、43ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号7番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号56番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号56番について説明をいたします。

転用事由でございます。受人は申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売したいという事由でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、57番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号57番です。

申請地は豊科地域で第3種農地です。登記地目は田、面積が270㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の44、45ページでご確認ください。

委員番号15番、地図番号8番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号57番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

57番の案件についてご説明申し上げます。

受人は現在借家に居住しているが手狭になったため、申請地に住宅を建築したい。こういう内容でございます。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、58番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号58番です。

申請地は豊科地域の2筆で農振農用地です。登記地目は田、面積が計4,596㎡です。申請内容は砂利採取(許可日から1年間)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の46、47ページでご確認ください。

委員番号21番、地図番号9番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号58番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番(渡辺正幸君) 21番、渡辺です。

申請番号58番についてご説明いたします。

転用事由ですが、借人は河川からの骨材の原料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借り受け砂利採取を行いたいとのことです。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

海川委員。

○12番(海川信義君) これ、前に何か出た案件で、これは資材置場か何かになるということであったんだけど、これが砂利を取るということですかね。

○議長(佐原悦司君) まず、担当委員の説明をお聞きしてからの事業となります。

○12番(海川信義君) 悪いね、すみません。

○21番(渡辺正幸君) この場所ですけれども、豊科の豊科地区の防災広場から北へ七、八百mのところに、以前、再生碎石の仮置場として申請がありまして、それは期間が終了いたしました。あとは立ち木の整理と場内の残っていた農業用の資材の廃材、この撤去も終わってしまっていて、一度その一時転用のものに関しては終わっております。新たな申請ということでございます。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

事務局より補足説明がございましたらお願いします。

○事務局(沖 和義君) 今の渡辺委員さんの説明のとおりで問題ありませんので、大丈夫です。

○議長（佐原悦司君） 海川委員、よろしいでしょうか。

○12番（海川信義君） すみませんでした。ありがとうございました。どうも前にあったもので、どうなったのかなと思ったから。ありがとうございました。

○議長（佐原悦司君） ほかに関連してご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） なければ採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、59番案件につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 8ページをお願いします。

申請番号59番です。

申請地は豊科地域で第1種農地です。登記地目は畑、面積が555㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の48、49ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号59番についてご説明します。

申請理由は、借人は現在借家に居住しているが、妻の実家があり環境がよい申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、60番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号60番です。

申請地は豊科地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が353㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の50、51ページでご確認ください。

委員番号24番、地図番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号60番についてご説明します。

転用事由は、借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近く交通の便もよい申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、61番案件につきまして、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により、委員番号10番、長崎要委員につきましては、一時退席をお願いいたします。

（10番 長崎 要君 退席）

○議長（佐原悦司君） それでは、61番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号61番です。

申請地は豊科地域で第2種農地です。登記地目は畑、面積が21㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の52、53ページでご確認ください。

委員番号10番、地図番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、転用事由の説明をお願いします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号61番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地を庭の管理のために使用したいということであります。審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、採決が終わりましたので、長崎委員は会場にお戻りをお願いいたします。

（10番 長崎 要君 復席）

○議長（佐原悦司君） それでは、この案件につきまして、賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、62番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 9ページをお願いします。

申請番号62番です。

申請地は豊科地域で第2種農地です。登記地目は畑、面積が140㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の54、55ページでご確認ください。

委員番号10番、地図番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号62番の担当地区委員の説明を願います。

○10番（長崎 要君） 10番、長崎です。

4ページ、農地法第4条の許可申請番号17に関連いたします。

転用理由ですけれども、借人は実家の近くに家建て、親の面倒と農業を手伝いたいというのが理由でございます。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、63番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号63番です。

申請地は穂高地域で第2種農地です。登記地目は田、面積が482㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の56、57ページでご確認ください。

委員番号9番、地図番号8番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号63番の担当地区委員の説明をお願いします。

○9番(平川邦夫君) 9番、平川でございます。

申請番号63についてご説明を申し上げます。

転用事由は、借人は現在借家に居住しているが、実家に近い申請地に住宅を建築したいということでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、64番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請番号64番です。

申請地は穂高地域の第3種農地で、登記地目は田、面積が246㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の58、59ページでご確認ください。

委員番号9番、地図番号6番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号64番の担当地区委員の説明をお願いします。

○9番（平川邦夫君） 9番、平川でございます。

64番案件についてご説明を申し上げます。

転用事由は、受人は現在借家に居住しているが、手狭になったため利便性のよい申請地に住宅を建築したいということでございます。この件については、前述の計画変更審議の4番に関わるものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、65番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 10ページをお願いします。

申請番号65番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、登記地目は田、面積が308㎡です。申請内容は既存敷地の拡張（資材置場・駐車場）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の60、61ページでご確認ください。

委員番号5番、地図番号9番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号65番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（田口博之君） 委員番号5番、田口でございます。

申請番号65番についてご説明いたします。

転用理由でございますが、受人は資材置場、駐車場が不足しているため、申請地を資材置場と駐車場として拡張したいということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、66番案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号66番です。

申請地は穂高地域の2筆で第1種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計390㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らし特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の62、63ページでご確認ください。

委員番号5番、地図番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号66番の担当地区委員の説明をお願いします。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

申請番号66についてご説明いたします。

転用理由でございますが、貸人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え実家に近い申請地に住宅を建築したいということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、67番案件につきまして事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号67番です。

申請地は穂高地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が370㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の64、65ページでご確認ください。

委員番号5番、地図番号7番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号67番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（田口博之君） 委員番号5番、田口でございます。

申請番号67についてご説明いたします。

この案件は、先ほどの計画変更についての関連となります。転用理由でございますが、受人は4月に農地転用申請を行ったが、共有名義でなく受人名義としたいことから申請したということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、68番案件につきまして事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請番号68番です。

申請地は三郷地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が366㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の66、67ページでご確認ください。

委員番号3番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号68番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○3番（甕 信君） 委員番号3番、甕です。

申請番号68番についてご説明を申し上げます。

転用理由でございますけれども、受人は共同住宅に居住しているが、今後のことを考え実家に近い申請地に住宅を建築したい。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

これより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、69番案件につきまして事務局より議案の説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号69番です。

申請地は三郷地域の2筆で第1種農地です。登記地目は田、面積が計774㎡です。申請内容は駐車場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の68、69ページでご確認ください。

委員番号11番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号69番の担当地区委員の説明をお願いします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号69番についてご説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は現在賃貸借契約している駐車場を返還しないといけないため、申請地を駐車場として造成したいとのこと。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまから審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、70番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号70番です。

申請地は三郷地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が141㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の70、71ページでご確認ください。

委員番号11番、地図番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号70番の担当地区委員の説明をお願いします。

○11番（山田太一君） 11番、山田です。

申請番号70番についてご説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのこと。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ご説明ありがとうございます。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、71番案件につきまして事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。

申請番号71番です。

申請地は堀金地域で第2種農地です。登記地目は田、面積が252㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の72、73ページでご確認ください。

委員番号2番、地図番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号71番の担当地区委員の説明をお願いします。

○2番（矢淵一良君） 委員番号2番、矢淵です。

申請番号71番について説明します。

転用事由ですが、借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え実家に近い申請地に住宅を建築したいということでもあります。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

説明がございました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、72番案件について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号72番です。

申請地は堀金地域で第1種農地です。登記地目は田、面積が164㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の74、75ページでご確認ください。

委員番号8番、地図番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号72番の担当地区委員の説明をお願いします。

○8番（上條弘勝君） 委員番号8番、上條です。

申請番号72についてご説明申し上げます。

転用事由ですが、借人は現在借家に居住しているが、今後のことを考え実家に近い申請地に住宅を建築したいということです。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に送付いたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、73番案件につきまして事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請番号73番です。

申請地は明科地域の2筆で第2種農地です。登記地目は畑、面積が計826㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の76、77ページでご確認ください。

委員番号1番、地図番号1番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号73番の担当地区委員の説明をお願いします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

73番について説明いたします。

転用事由であります。受人は現在県外に在住しておりますけれども、安曇野市への移住を希望しておりまして、北アルプスの眺望を臨める申請地に住宅を建設したいというものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまより審議に入ります。

この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして申請どおり許可賛成委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、74番案件につきまして事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。

申請番号74番です。

申請地は明科地域の6筆で第2種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計1,504㎡です。申請内容は現場事務所、資材置場（許可日から1年間）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の78、79ページでご確認ください。

委員番号1番、地図番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

続きまして、申請番号74番の担当地区委員の説明をお願いします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

74番案件について説明をいたします。

転用事由であります、受人は申請地を河川改修工事に伴う現場事務所、資材置場として使用したいということであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 説明ありがとうございます。

それでは、ただいまより審議に入ります。

ただいまの案件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決を行います。

本案件につきまして申請どおり許可賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 田口博之委員。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

ちょっと5条が終わりましたので、ちょっと全体を含めてお聞きしたいんですけども、計画変更があつて、それぞれ今回3条の変更、5条の変更がありましたけれども、審議の中で否決、否定されるところはないと思いますけれども、許可が終わってからのそれぞれ3条、5条の流れだと思いますけれども、その辺はちょっと私もよく分かりませんが、事務的には大丈夫なんでしょうか。

○議長（佐原悦司君） 計画変更のその後はどうなっているかというようなことですね。

事務局お願いします。

○事務局（森 和哉君） 計画変更申請につきましては、転用事業者の変更と計画内容の変更に伴いまして、計画変更だけでは所有権というものは移りませんので、農地法の5条や3条という許可を再度取り直すことによりまして、その許可書を持って法務局へ行くと所有権移転ができるという手続になりますけれども、質問の内容、趣旨としては。

○5番（田口博之君） 一旦計画変更の許可が下りてから、3条なり5条なりの申請をやったほうが、流れとしてはいいんじゃないかと思うんですが。

○事務局（森 和哉君） 計画変更と5条というのは常に一緒に動くものでして、計画変更の許可というものではなくて、あくまでも承認という、これ、長野県の中の運用といいますか、

そういったところでありまして、同時に出していただいて、最初に計画変更の許可を取って、再度また5条の許可を次の次に出すということではなくて、あくまでも同時で進行するものということで、県等のほうから指導を仰いでいるところでございますけれども、よろしいですか。

○5番（田口博之君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（佐原悦司君） よろしいですか。

田口委員の関係につきましては、穂高の地域委員会の中でも話が出たことでございますので、同時進行ということでもありますのでよろしくお願いします。

それでは、ご意見、ご質問ございましたら、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第5号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、続きまして、議案第5号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号5番、地図番号非1です。

申請地は穂高地域の3筆で、登記地目は田及び畑、面積は計1,924㎡、現況は山林原野化し復原困難となっております。

続いて、申請番号6番、地図番号非2です。

申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積は197㎡、現況は山林原野化し復原困難となっております。

続いて、申請番号7番、地図番号非3です。

申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積は638㎡、現況は山林原野化し復原困難となっております。

続いて、15ページをお願いします。

申請番号8番、地図番号非4です。

申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積が26㎡、現況は山林原野化し復原困難となっております。

続いて、申請番号9番、地図番号非5です。

申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積は261㎡、現況は山林原野化し復原困難となっております。

それぞれ現地確認を実施しており、穂高・明科の地域委員会でも全て非農地と認められるものとして確認しております。

○議長（佐原悦司君） 事務局より説明ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

申請番号５番から９番につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案どおり非農地決定すること、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により、原案どおり決定いたします。

議案第６号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第６号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議の上程をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議です。

相続税の納税猶予に関する適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の６第1項に規定する適格者であるかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号７番については、穂高地域の３筆で、登記地目は田及び畑、面積は計1,127㎡です。

該当の農地については、穂高地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の80ページでご確認ください。ご審議をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

それでは、申請番号７番について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、本案の原案どおりについてということで、賛成の皆さんの挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により証明の交付を承認いたします。

議案第７号 農地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 議案第7号 農地利用集積審議につきまして、所有権移転に対する上程をします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 17ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

整理番号29番です。権利の移転をする土地は豊科地域で、登記地目は田、面積は2,299㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年7月22日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の81ページでご確認ください。

続いて、整理番号30番です。権利の移転をする土地は穂高地域の3筆で、登記地目は田及び畑、面積は計2,655㎡、目的は栗、移転・引渡しの時期ともに令和6年7月16日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の82ページでご確認ください。

18ページをお願いします。

整理番号31番です。権利の移転をする土地は穂高地域の2筆で、登記地目は田、面積が計2,372㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年7月22日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の83ページでご確認ください。

続いて、整理番号32番です。権利の移転をする土地は穂高地域の6筆で、登記地目は田及び畑、面積が計6,412㎡、目的はソバ・麦・水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年7月16日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の84ページでご確認ください。

19ページをお願いします。

整理番号33番です。権利の移転をする土地は穂高地域の5筆で、登記地目は田、面積が計4,173㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年7月22日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の85ページでご確認ください。

続いて、20ページをお願いします。

整理番号34番です。権利の移転をする土地は三郷地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計4,789㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年7月22日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の86ページでご確認ください。

続いて、整理番号35番です。権利の移転をする土地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は170㎡、目的はカボチャ、移転・引渡しの時期ともに令和6年7月16日、法律関係は売買で

す。

位置等につきましては、別冊資料の87ページでご確認ください。

21ページをお願いします。

整理番号36番です。権利の移転をする土地は三郷地域の2筆で、登記地目は田、面積は5,839㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年7月16日、法律関係は売買です。

位置等につきましては、別冊資料の88ページでご確認ください。

以上、8件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

それでは、審議に入ります。

整理番号29番から36番につきまして審議いたします。ご意見、ご質問はございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

これより採決に入ります。

本案件につきまして原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員賛成により原案どおり農地利用集積（所有権移転）を決定いたします。

議案第8号 農地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第8号 農地利用集積審議（利用権設定）につきまして上程してありますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 22ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますのでご説明いたします。

公告日は令和6年6月28日です。設定件数は総数55件、15万9,110㎡です。うち新規分については総数18件、5万2,594㎡です。期間別設定面積につきましては、1年から11年までの期間の設定があり、詳細は一覧のとおりです。

設定筆数は総計122筆で、耕作者は36人、所有者は52人となっております。利用権設定の一覧につきましては、23ページから26ページです。27ページ、28ページは農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますの

で、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） ただいま異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に移ります。

本案件につきまして原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により原案どおり農地利用集積（利用権設定）を決定いたします。

議案第9号 安曇野市農地利用最適化推進委員の候補者について

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第9号 農地利用最適化推進委員の候補について上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 冒頭お配りしました差し替えの資料、議案第9号 安曇野市農地利用最適化推進委員の候補者についてというもの、別刷りでご覧ください。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、第8期農業委員の就任に伴い、農業委員会が農地利用最適化推進委員27名を候補者として決定するものです。

農地利用最適化推進委員の推薦・公募は、令和6年2月1日から3月1日までの期間で、農業委員と併せて行っており、農地利用最適化推進委員の定数27名に対し、27名の推薦がありました。詳細については議案集のとおりとなっておりますのでご確認ください。

本日、農地利用最適化推進委員の候補者を決定いただきましたら、第8期農業委員会へ申し送り、7月22日開催の臨時総会で議決いただきまして、委嘱させていただくこととなります。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

事務局より説明がございました。

それでは、審議に入ります。

農地利用最適化推進委員の候補者について説明がありましたので、この件につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

甕委員、どうぞ。

○3番（甕 信君） 3番、甕でございますけれども、今、この名簿を見せてもらいますと、年齢ですとか、性別ですとか、経営状況ですとかというような、非常に個人情報と思うんですけれども、これが平然と市役所で書いて皆さんに配るといふのはいかがなものかと思うん

です。特に今、年齢なんかを書くような書類はほとんどないし、男も女も書かない時代に、農業経営の状況というのはここから出したのかもしれないですけども、もしこれが農家台帳から事務局が勝手に出したよということは非常に問題があると思うんですけども、この辺のところをご意見いただきたいと思います。

○議長（佐原悦司君） 個人情報の閲覧がいきなりできちゃうというような状況でございますので、事務局お願いします。

○事務局（森 和哉君） こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律に基づきまして、ここにある項目を公表するようにと法律で定められておりますので、事務局側としてもこれを公表せざるを得ない立てつけになっておりますので、ご了承いただきたいと思いますし、経営状況につきましても、推薦者の推薦証書のほうに記載がありまして、ご本人様から経営状況等の記載に基づきまして記載させていただいておりますので、何とぞご了承いただきたいと思います。

○議長（佐原悦司君） 甕委員、いかがでしょうか。

○3番（甕 信君） これが法律であると言うならば、ルールですから別に問題ないんですけども、ただ、こういう法律が本当に正しいのかどうか、農業会議を通してきちんと伝達をしていただきたいんですよ。片方で個人情報保護法令といって、今日の会議の冒頭でも、もう会長代理から話があったんですけども、片方ではだだ漏れの情報をぼんぼん出していくよという、その皆さんの気持ちがよく理解できないので、理解ができるような運用方法をお願いしたいと思います。

以上です。

それから、経営状況なんて書きましたか。

まあいいです。ちょっと境界なくて大変申し訳ないです。

以上です。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

私もそのとおりだと思います。

安曇野市農業委員会の意見として、農業会議のほうにそのような説明をし、またこれから解説するようなご意見も賜りたいと思います。よろしくお願いします。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（森 和哉君） 今後、農業会議のほうへ、実情に則した形で運用できるよう、また法律改正等も国のほうへ要請いただくようお願いしていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

この関係につきまして、付随のご意見ございましたらお願いします。

田口さん、どうぞ。

○5番（田口博之君） ちょっと今後3年のことについてお聞きしたいんですけども、推薦者

の推薦の方法ですよね。その具体的な、今度は取組というか、推薦方法を教えてください。

○議長（佐原悦司君） 事務局、お願いします。

○5番（田口博之君） 今回は、推薦者は区長になっていますけれども、ちょっとこれはいかなものかという、ちょっと問題提起もあったような気がしますので、それを含めてよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） 現状、区長さんの推薦ということですが、これらにつきまして問題提起もあるということですので、事務局、説明をお願いします。

○事務局（北條 敦君） すみません、私のほうからお答えさせていただきます。

今回につきましては、区長会のほうから区長さんがかなり負担が大きいということでご意見を頂戴しておりまして、今後、第8期まではこういって進めておりますが、第9期のときにつきましては、農業委員さんからある程度こういう方というような形で、少しご紹介いただくような形を取るというようなことで、今、考えております。

そういう形での答えでございます。

○議長（佐原悦司君） 田口さん、どうぞ。

○5番（田口博之君） 紹介というのは、具体的にどういう方からどういう情報が紹介されるんですか。

○議長（佐原悦司君） 事務局、どうぞ。

○事務局（北條 敦君） まずは農業委員のほう、農業に従事、詳しい方という形が、なかなかやっぱり今、混在しているというんですか、いわゆる農業をやっている方、やっていない方も混住社会の中ではありますので、例えば農業委員さんですと、あるいはこういう方が農業に精通しているという方もご紹介いただくという形です。

それと併せて、農協さんのほうからも推薦いただくようなことも考えている、先ほどちょっとお伝え忘れましたが、そういうことも考えて、検討しているということでございます。

○議長（佐原悦司君） 田口さん、ほかの委員さん、いかがでしょうか。

第7期はもうじき終わるわけですが、この後のことを考えた中で、また新しい方法を考えていきたいということで、事務局の提案でございますが、いかがでしょうか。

（「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） よろしいですかね。

その他、推薦について何か付随したご意見はございますか。

甕さん、どうぞ。

○3番（甕 信君） 3番の甕ですが、認定農家ということで三郷の区長会が相当もめて、三郷は何ももめないかと思ったら、認定農家じゃなくちゃいけないということを強く言われたものですから、もめたんですけれども、実際は25名中4分の1、三郷でいくと5人農業委員を推薦するものですから、2人農業委員が、認定農家2人いればいいよということな

んですけれども、当時の説明で、全員認定農家じゃらんというような説明をしたものですから、非常に区長会でもめたと。

3月頃も何かもめておったようなんですけれども、できれば9期のときには、4分の1ということで、その認定農家にこだわらないでもらいたい。認定農家にこだわるから、農業委員の枠がうんと狭まってしまう。そして、いつも推薦される方、毎回同じ方だということになるかと思いますので、ちょっとその辺も9期のときにはご検討いただきたいと思います。

○議長（佐原悦司君） 貴重なご意見ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（北條 敦君） 貴重なご意見ありがとうございました。

私ども、最初は認定農業者じゃなければいけない、それから2分の1以上じゃなければいけない、それから認定農業者、それに準ずる方でなければいけないという、大分緩和されているところがございます。

そういう形の中で、今、実際には24名の定員に対して4分の1、6名以上の方が認定農業者であればいいというカテゴリーの中で、今、収まっております。ですので、引き続き最初の説明のときから、柔軟な形の中でご推薦をしていただくという形の中で説明申し上げていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

付随してご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 県の農業会議のほうにもお願ひすること、また、私たち安曇野市農業委員会のほうにもお願ひすること、多々あろうかと思いますが、第9期からのことにつきましては、また慎重審議よろしくお願ひします。

それでは、採決に入ります。

原案どおり賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

全員挙手により、原案どおり農地利用最適化推進委員の候補者として決定をいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、以上をもちまして、全て議事が終わりますが、何か全体を通してご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

これが最後になります。

はい、どうぞ。藤原委員、どうぞ。

○13番（藤原光弘君） 全体の今日の審議とはちょっと違うんですけれども、昨日、おとといですか、最後だと思って農地パトロールがありましたら、近所の方が出てきて、何とかしてくれないかという相談があつて、何がと言ったら、道が大変ひどくなっていると。私の住

んでいるところはちょうど国営公園の南端のところで、山沿いに構造改善をやった田んぼがあるんですけれども、非常に土手が高い。それから、農道というか、物すごく草でもって大変なことになっていて通りづらいです。路肩が分からないものですから、非常に今、トラクターなんかが比較的ばらばらに、機械なものですから、道が起伏というか凸凹があつて危ないということで、除草はどうなっているのかということだったんですけれども、それは安曇野市の維持管理課へ行きまして聞いたら、それは使う人が除草してくださいという、そういう話だったんですけれども、おかしいなと思って見たら、ちゃんと市道の何号線というものがちゃんとあつてあるんですけれども、それは農業や田んぼにいる人たちがちゃんと管理しろということ、担当の若い方がおっしゃった。

ええ、それはと言ったら、ちょっと困ったような顔をしていたんですけれども、市道を私も使う人間が整備しろという、そういう言われ方をしておったんですけれども、それで、ちょうどいろいろ要望事項、今日ですか、28日と言っていましたけれども、その不都合を見まして、写真を撮って、急遽こういう状態だから、市のほうへ上げてくれないかと言って、今朝ですか、その作った書類を持ってきていただいて、これでいいのかということで、ああ、これで十分ですというような、それで多分出したと思うんですけれども、市道として、農業をやる人が農作業、軽トラックで通る道を、その利用者が整備しなさいという、そういう話だったので、それは市のほうとしてはそれが決まっていることなんですかね。ちょっとその辺おかしいなと思って、取りあえず区長を通じてこちらのほうへ要望を出したということです。

それも、今、虫害や有害鳥獣の問題もあるんですけれども、熊、イノシシ、猿が隣から出てくるというような、そんな地域で、人がとても高い、水路敷もよく分からない市道ののり面からの道の、どこの範囲までをどうしろということかというのもちょっと分からないものですから、一応これが最後なものですから、皆さんにいいお知恵を拝借したいと思いますので、ちょっと昨日、今日の話だったものですから、ちょうどこの際だから、一応後に残る公文書じゃないんですけれども、議事録の中でちゃんと後に残していただきたいということが私の意見です。

以上ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございました。

農道における修理、保全、現状維持はどのようになっているかというようなことだと思いますが、担当部局ではないと思いますが、分かる範囲でお答えを事務局でお願いします。

○事務局（森 和哉君） 維持管理課のほうでは人手がいないことから、なるべく耕作者さんとか利用者さんにご協力を求めたものだと思いますけれども、我々のほうもその辺の事情はちょっと詳しくなく、明確な回答はできませんけれども、維持管理課のほうにはそういったお話がありましたということを、再度こちらのほうから伝えさせていただくということによってよろしいでしょうか。

○議長（佐原悦司君） はい、どうぞ。

○13番（藤原光弘君） まあ高齢化しているというのも事実ですけども、やはり農地をどうするかということ、皆さん一生懸命活動していると思うんですけども、やはりみんなが使いやすいというのが、そのところへ行く電気柵があるんですけども、そこへ管理に行く道も含まれているものですから、やはり農業というものと直接つながる、直接の話だと思うものですから、ぜひともいいお返事をいただきたいという。

多分区長が文書を書いて、ここにまとめたやつを持ってきているんですけども、これはきちんとした岩原というところからの要望ですので、ぜひとも善処していただきたいということです。

○議長（佐原悦司君） これは維持管理課のほうにつきまして、農業委員会からこのようなお話があったということと、また、藤原委員、もしよかったら維持管理課が担当だということですので、そちらのほうへ農業委員の担当者と一緒に行って、今言ったような意見をお話していただければ結構かと思います。よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

ほかに。

海川委員、どうぞ。

○12番（海川信義君） 12番、海川ですが、藤原さんが言っているのは基盤整備の大きいやつになるんですけども、田んぼの上あぜの話だと思います。上あぜというのは、下の田んぼの人は上あぜを、本来では刈っているんですよ。でも、最近は人手がないとか高齢のために、下あぜを刈というのが、市道の下あぜを刈というのが大変なことなんです。たくさんやっている人は、私も10町歩最近やっているもので、物すごい大きいあぜになっちゃう。基盤整備をやると。そのあぜが、管理が大変なんですけども、市のほうとしてはやってくれということはいいいんですけども、来た人から言わせると、それは市でやるんじゃないかというような、ね、藤原さん。そういう意見だと思います。

なので、やっぱりその辺をはっきりして、やるんだったら、うちの場合は、久保田の場合は営農組合のほうで、私が農道の草刈りということで、できる範囲はやっているんですけどもね。やっぱり忙しいもので、来た人から言わせると大変。もう草がえらいということで、岩原みたいに基盤整備でうんと大きくなっている、あぜが。3mとかそういうふうになっちゃうので、スライドモアを使っているんですけども、1mちょっとぐらいしか下のほうへ届かないんですよ。それから下はビーバーで刈るか、あぜ草刈りで刈るような感じになるので、もう大変なんですけどもね。

その問題だと思うので、これは私のほうからも、市の維持管理課のほうへお願いするような形になると思います。よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

基盤整備後の3m、5mのかい土手をどうやって刈るかというような状況かだと思います。またそういった意見も農業委員会のほうから出たということで、また一つ、事務局のほうで

よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

関連して、付随の意見はよろしいでしょうか。

なければそういったことにつきまして、農業委員会の事務局から維持管理課のほうへ説明をよろしくお願いします。

全般を通しまして、ほかに何かご意見がございましたらよろしくお願いします。皆さんも最後の総会ですので、忌憚なくご意見を。よろしいですかね。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

仲々、慣れない議長ではありましたが皆様のご協力ありがとうございました。

以上をもちまして議長を退任させていただきます。

○事務局（北條 敦君） 佐原会長代理、議事進行ありがとうございました。それでは閉会の言葉を引き続き佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 第7期農業委員の定例総会を本日をもちまして最後を迎えます。

3年間本当にご苦勞様でした。だいぶの方が勇退されるということで残念には思いますけれども皆様のご協力に感謝を申し上げ本総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局（北條 敦君） ご起立ください。礼。お疲れさまでした。

午後 3時30分 閉会